

前回の子どもにやさしいまちづくり推進会議での議論

資料 1 - 2

令和6年3月12日の子どもにやさしいまちづくり推進会議における委員からのご意見について、次のとおり補足説明をさせていただきます。

ご意見	修正点など	該当ページ
取組方針Ⅰ「こどもの健やかな成長を支える」について、「遊び」という文言を追加できないか。学ぶだけでなく、自由な遊びや何もしないでぼーっとする活動も、こどもにとって大切である。	取組方針Ⅰの取組の方向性(3)について、こどもは遊び・体験を通して学びを得るという視点から、「こどもの <u>学び</u> ・体験の機会充実」を「こどもの <u>遊び</u> ・体験の機会充実」に変更し、各取組を推進していきます。	P8
こどもの居場所について、学童保育以外のサードプレイスを確保しておく必要がある。	重点プロジェクトや取組方針Ⅰで「多様なこどもの居場所づくりの推進」、「こどもの居場所マップの構築」、「こどもと居場所のマッチング」など、こどもが自分らしくいられる居場所をつくっていきます。	P7～P8
市民意向調査の結果をみると、産後に受けたいケアの中で料理の手配や上の子の世話の割合が高い。産後ケアの拡充が必要である。	・宿泊、通所、訪問で授乳指導や育児支援を受ける産後ケア事業に加え、豊田市では、妊娠中や産後間もない家庭に家事育児支援ヘルパーを派遣する豊田市独自の事業を実施しています。 ・取組方針Ⅱの取組の方向性(1)について、「妊娠期から乳幼児期までの支援」に「 伴走 」を追加し、「妊娠期から乳幼児期までの 伴走 支援」に変更します。面接等により子育てに必要な切れ目ない支援につなげる「伴走型相談支援事業」と、経済的な負担軽減を図る「出産・子育て応援給付金給付事業」を一体的に行います。	P8
母子手帳を交付する際、こどもの権利を周知するのはどうか。こどもの権利を保障するためには、まずは大人の理解を促す必要がある。	現在、豊田市が交付している母子健康手帳には、子どもの権利条約の4つの原則を掲載し、こどもの権利を周知しています。また、本計画では、重点プロジェクトに「こどもの権利プロジェクト」を設定し、こどもだけでなく大人の理解も促進していきます。	—
育児休業の取得、従業員の働き方改革を推進することが重要である。こどもを預かる場所の確保は当然だが、こどもと一緒に過ごせる親子の時間確保も重要である。	国のこども未来戦略の表現を踏まえ、取組方針Ⅲの取組の方向性(1)を「ワーク・ライフ・バランスの推進」から「共働き・子育ての推進」に変更し、子育て家庭における仕事と子育ての両立を支援するため、企業や事業所の働き方改革を促進します。また、男性が積極的に家事や育児に参加できる環境づくりを進めていきます。	P8